

日本政治学会次期理事会運営規程

- 一 〔総則〕 次期理事が選出されてから、その任期が始まるまでの次期理事会は、本規程に従って運営する。
- 二 〔構成〕 次期理事会は、次期理事および次期監事によって構成する。
- 三 〔招集〕 次期理事会は、次期理事長が召集する。但し、第一回の次期理事会は現理事長が召集する。
- 四 〔任務〕
 - イ 次期理事会に関する事務は、次期常務理事が取り扱う。また、その経費は次期理事会経費に準じて学会事務局が支払う。
 - ロ 次期理事会は、任期の間の次期常務理事、次期幹事、各種委員会の長および委員を必要に応じて委嘱できる。
 - ハ 次期理事会は、任期の間の日本政治学会行事について、現理事会の委嘱にもとづき、企画、立案できる。
- 五 〔記録〕 次期理事会の記録は、次期常務理事の下でまとめ、次期理事会および現理事会の構成員に配布する。

(二〇〇二年一〇月五日制定)